

青森自然誌研究会ウェブサイト管理に関わる規定

1. 青森自然誌研究会は会則第2条に定める目的に従い、ウェブサイトを設置し運用する。
2. ウェブサイトの管理運営は、幹事（事務局）がその実務を遂行する。
3. ウェブサイトの編集業務は、幹事で体裁及び原稿を作成し、会長、副会長の承認を得て掲載する。
4. ウェブサイト掲載内容は、概ね
 - ①青森自然誌研究会の紹介
 - ②青森自然誌研究会の入会案内
 - ③会誌「青森自然誌研究」の総目録
 - ④その他の案内
5. ウェブサイトの運用管理及び編集に関わる経費等については計上しない。必要に応じて会長、副会長の承認を得て予備費で対応する。
6. ウェブサイトに関わる機器は幹事所有機器を利用し、会で機器等の購入等を行わない。
7. ウェブサイトの運用管理に関する問題は、評議会によって協議され、その議決に基づいて解決される。

令和30年8月1日 制定